

新型インフルエンザ等対策五所川原市行動計画改定案についての意見募集

市が実施しました新型インフルエンザ等対策五所川原市行動計画改定案にあたっての意見募集に対し、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

令和8年6月1日から令和8年6月30日まで

2 募集方法

市のホームページ（<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>）に案の概要等を掲載したほか、市健康推進課窓口、行政資料スペース（本庁舎、金木及び市浦総合支所）に備え付けました。

意見提出は、郵送・電子メール・FAXのいずれかの方法によること、提出言語は日本語とすること、氏名・住所（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）を明記することを条件としました。

3 提出された意見

1名の方から、延べ3件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
0件	0件	2件	1件	0件	3件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

提出された意見の内容とそれに対する市の考え方

No	提出された意見	市の考え方
1	支援金の給付や行政手続きにおいて DX を推進する方針は、有事における迅速な対応のために重要であり、評価いたします。一方で、高齢者、デジタル機器に不慣れな方、日本語能力が十分でない方などに対して、必要な情報が確実に届く仕組みを平時から整えておくことも不可欠です。 そのため、デジタル媒体による情報提供に加え、広報誌、チラシ、電話相談、民生委員、自治会・町内会等を通じた声掛けなど、紙媒体や地域の支援者を活用した伝達手段を併用することを、計画により具体的に明記していただきたいです。 (P40 第3部 第7章 第1節「1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備」 P28 第3部 第2章 第1節「1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有体制の構築」)	本計画記載のとおり、情報提供・共有する媒体や方法を整理すること、また、支援対象者に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意することとしていますので、ご意見いただいた方法を含め、様々な媒体や方法の一つひとつを本計画に記載しておりませんが、状況に見合った手段を選択し、運用対応してまいります。
2	市民生活を維持するため、事業者に対して職場での感染対策や重要業務の継続、BCP の準備を求めている点は重要だと考えます。一方で、市内の中小企業や小規模事業者にとって、単独で実効性のある BCP を策定し、必要な物資を備蓄することは、資金面・人材面で大きな負担となる場合があります。 事業者の自発的な努力を促すだけでなく、市として、商工会議所・商工会等の関係機関と連携し、BCP 策定に向けたガイドラインやひな形の提供、相談体制の整備、研修会の実施等の支援を準備期から行う旨を、計画に盛り込んでいただきたいです。 (P19 第2部 第1章 第4節「(5) 登録事業者」「(6) 一般の事業者」 P43 第3部 第7章 第3節「3-2-1. 事業者に対する支援」)	新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）、新型インフルエンザ等対策青森県行動計画（県行動計画）及び本計画は、整合性をもって、それぞれが果たす役割を定めています。 政府行動計画及び県行動計画にて、事業者に対して業務継続計画の策定を勧奨すること、その策定を支援することは、国及び県の役割とされていますので、関連通知や情報提供として事業者等に周知しますが、策定業務支援については市の役割を記載する本計画に盛り込んでおりません。
3	高齢者、障害者等の要配慮者に対し、見回り、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援について具体的手続を定めておく方針は、大変重要だと考えます。	いただいたご意見のとおり、地域や民間団体との連携体制を整備していくことも、災害時の対応と同様、要配慮者への支援等の一つの方法になるものと考えます。国からの要請に基づき、県と連

一方で、大規模な感染症危機においては、市職員の方々自身の感染や業務の集中により、行政だけでは十分な支援体制を維持することが難しくなる可能性があります。 そのため、準備期の段階から、自治会・町内会、民生委員、社会福祉協議会、NPO 法人、介護・福祉事業者、民間事業者等と連携し、必要に応じて協定の締結や役割分担の確認を行うなど、地域全体で要配慮者を支える体制を整備することを計画に追記していただきたいです。 (P40 第3部 第7章 第1節「1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備」 P42 第3部 第7章 第3節「3-1-2. 生活支援を要する者への支援」)	携して具体的な手続きを検討し、感染症拡大時の状況に応じた役割や対応方法を調整していくこととなりますので、本計画において様々な方法の一つひとつを記載しておりませんが、必要に応じて、運用対応してまいります。
---	--